

会議名	第1回 宇都宮市民遺産会議
開催日時・開催場所	令和2年12月7日(月) 午後3時00分～午後5時00分 宇都宮市役所14階 14B会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 教育長あいさつ 3 会長・副会長選出 4 会議の公開・非公開の決定 5 報告事項 (1) 宇都宮市民遺産制度(みや遺産)の概要について 6 協議事項 (1) 宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について 7 その他 8 閉 会
出席者氏名	三橋伸夫会長, 橋本澄朗副会長, 高橋俊守委員, 大澤慶子委員, 大嶽浩良委員, 小川聖委員, 林光武委員, 小松俊雄委員, 安藤正知委員, 野沢恭久委員, 樺沢修委員
公開・非公開の別	一部非公開
傍聴者の数 (公開した会議に限る。)	1名
非公開の理由 (非公開の会議に限る。)	当該会議の協議事項である市民遺産の認定については, 資料に文化財等の所在者の住所, 氏名が記載されている(宇都宮市情報公開条例第7条第2号)こと及び当該懇談会における意見聴取を経て教育委員会で審議される意思形成過程にある情報であり, 現時点における認定申請に係る情報等を公開することにより, 市民・利害関係者等に不正確な理解や誤解を与えることとなり, 審議に支障を生じると認められるもの(宇都宮市情報公開条例第7条第5号)であるため。
発言の要旨	<p>3 会長・副会長選出</p> <p>委 員：事務局の腹案があればお願いしたい。</p> <p>事務局： 会長については, 昨年度設置した本制度の「検討懇談会」の会長をなされ, 文化, 都市景観, そして, まちづくりといった幅広いご見識のある三橋委員にお願いしたく, 副会長については, 文化財に関する見識が深く, 文化財保護審議委員長を務めておられる橋本委員にお願いしたい。</p> <p>全会一致で承認</p> <p>4 会議の公開・非公開の決定</p> <p>事務局： 本市では, 「附属機関等の会議の公開に関する要領」により, 会議の公開と議事録の公表を原則としているところですが, 本日の協議事項「(1) 宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について」は, 本会議における意見聴取を経て教育委員会で審議される意思形成過程にある情報でありますことから, 非公開としたい。</p> <p>全会一致で承認</p>

5 報告事項

(1) 宇都宮市民遺産制度（みや遺産）の概要について

委員： 募集案内に記載がある「市が主体となつて行う支援事業」のうち、「団体が活動を継続するために必要な知識等の習得の支援」とはどのような内容か。

事務局： 認定団体の求めに応じて、有識者等を派遣する事業を考えている。

委員： 解説看板について、デザイン等は統一するのか。

事務局： 1基あたり15万円の補助を考えており、基準となる規格はある。ただし、それを強制するものではなく、地域内で既に統一した看板のデザイン等を持っていれば、それを優先しても構わないと考えている。また、市民遺産のロゴを作成する準備も進めており、看板にはロゴを入れていただきたいと思っている。

委員： 統一感を持たせることが大切。市民遺産と市民が認知できる形にしてほしい。

6 協議事項

(1) 宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について

会長： 10件の審議案件がある。1件ごとにご意見をいただいでいく。

①旧塙田村からの伝統的行事「おかりや」

委員： 最近では常設の神社でお祭りが行われるのが一般的であるが、古い時代には常設の神社がなく、祭りにあたって神様をお迎えするために臨時に設けた建物が「おかりや」である。そこで、おもてなしをして庶民のいろいろな願いを聞いていただくという形をとる。この典型的な例が国重要無形文化財の山あげ祭りがそうである。

古い祭の形態、信仰の形態を示すことと、地域の人たちがそろって行事に参加し、協力しあいながら実施しており、絆をつくる大切な行事であることから、この行事を続けてほしい。

委員： 昭和地区と東地区にコミュニティが分かれているが、「おかりや」という場をもってつながっているという関係は大変いいと思う。地域の絆という部分からも、地域の歴史を考える上でも、市民遺産に相応しい内容と思う。

私が居住する地域でも「おかりや」をやっているが、継続するのが難しい状況となっており、3日2晩しか実施できていない。本件の「6日5晩」という期間についてもおそらく古い形態を残っていると思われるので、市民遺産に相応しいと思う。

委員： 県庁のお膝元で、宇都宮の中心部で行われているもので、もともとは塙田村からはじまっているというのがよくわかるものである。

②徳次郎智賀都神社例大祭付け祭り

委員： 栃木県は屋台が多い。その由来は、日光東照宮を増改築するとき、彫刻をしたり塗をしたりする様々な職人さんたちが、仕事を終えて帰るとき、路銀を稼ぐために集落に留まって自分の腕をふるって屋台をつくるということで、栃木県内には非常に多くの屋台が残っている。

また、屋台は大変お金がかかるものであり、集落の人々が神社を熱心に信仰して

いたことの現れであるとも考えられる。

屋台巡行行事は、お囃子や屋台の引手など、非常に多くの人手がかかる行事で、集落の人々が心を合わせて行事を続けていかないと続かない行事である。そのような行事がこの地域では今なお続いているというのは、地域の人々のこのお祭りに対する気持ちの表れであり、地域の誇りと考えている証拠である。

委員： 屋台は彫刻に飾られたいいもので、それぞれが特徴を持っている。それが一同に会して行われる華やかない祭り。119号を引き回すので、警察との協議が大変である。市民遺産となると警察との協議も進めやすくなるのではないかと。

③徳次郎智賀都神社冬渡祭行事

委員： 冬渡祭行事は、二荒山神社で12月15日と1月15日に行われている行事で、こちらを認識されている方が多いと思われるが、徳次郎の智賀都神社でも行っている。

本来お祭りは夜間に行われるものであったが、明治政府が日本神道を広く普及させるために、子供から大人までが祭に参加できるようにという命令を下した関係で、夜の祭りのほとんどが昼の祭りとなった。本来の姿の祭りは、夜間に実施するものであったので、本案件は非常に古い祭りの形態を守っているといえる。この行事を続けている方々は古い仕来りを守り伝える意思が感じられる。

事務局： 申請書には県内だけでなく全国的にも珍しい行事とあるが、そのように評価できる行事か。

委員： 夜間に行われていた昔は一般的な祭りの姿を留めるものということができる。また、「おたりや」という名称は、地域独自の名称と考えられる。「わたりや」が「おたりや」になったと考えられる。

事務局： 資料の中の所見に、市内では「二荒山神社」と「智賀都神社」のみで実施されていると記載しているが、この理解は大丈夫か。

委員： 名称は地域性があるものであるが、行事の内容自体はこういう形態のものも他にありえる。

委員： 夜間に実施するということが貴重であって、「二荒山神社」と「智賀都神社」のみという記載はいらぬのではないかと。

委員： 昔ながらの形態で実施しているというのが重要であるとする。

委員： 注連縄をつくる人がいなくなっている。継続的にやらないと注連縄をつくれる人がいなくなる。そこを継続させる取り組みが計画されている。行事を継承させるために重要な取り組みであるとする。

委員： 委員のご意見もあつたとおり、注連縄づくりを継承する取り組みについては、所見でもう少し評価していてもいいのではないのでしょうか。

④旧仮本陣芦谷家建物・高麗門

委員： 雀宮地区は戦時下に関東工業という軍需工場ができた関係で工場地帯となっており、雀宮宿に面影が残っていないが、奇跡的に残ったのがこの建物である。仮本陣であるが本陣の形態がよく残っている。道路拡幅のため、景観がよくなっている。また、NPO法人に所有になって地域の人に支えられていく環境ができています。

委員： 昔は芦谷家の建物は入るのが難しかった。このように公開していただけるのは非常にありがたいことと思っている。雀宮地区は昔から「地域を愛する」とか「地域を知る活動」を実施してきた地区である。それをまとめるという意味でも拠点を設けて、活動を盛んにするというのは地域を盛り上げるという意味ではいいことだと思う。

委員： 市の認定建造物であるが、事務局の方に認定制度について説明してほしい。

事務局： 文化財保護条例に基づく本市独自の制度である。文化財指定は、恒久的に建物が規制されるが、建造物の認定は10年の期限を設けて認定するもの。文化財の価値の違いではなく期間の違いであり、支援の内容も指定と認定は同水準である。ただし、指定・認定に関わらず建造物については、活動費を補助する制度を設けていない。市民遺産になると活動費の補助を受けることが可能となる。

委員： 市民遺産の認定で、活動費についても支援ができるという点は、まちづくりの観点から見ても意義のあることと考える。

委員： 認定建造物であることと、申請書にある「まちの駅」の整備については齟齬が生じないか。

事務局： 事務局で申請者にも確認しており心配ない。申請書に記載のある「まちの駅」は国交省が展開する「まちの駅」ではなく、「まちの拠点」という意味で使用しているとのことであった。また、申請者も価値の損ねない範囲での整備であることは認識している。

⑤大塚古墳・大ジノ古墳群

委員： 宇都宮市は北部地域と南部地域と様相が異なる。南部地域は早くに古墳文化が展開する地域で、北部地域は比較的時代は遅れるものの非常に独特の古墳文化を展開する地域である。長岡百穴とか瓦塚古墳群とか戸祭大塚古墳を含めて非常にユニークなもので、市民遺産と認定することは大変いいことである。

古墳の場合は、土地を占有するので、藪がいっぱいになると見学できない。草刈りをしていただいて、定期的に事業等をしていただくと見学環境も整うので大変意義あることと思う。

委員： 大ジノ古墳群については、市の上戸祭緑地ということになっているが、大塚古墳については、個人所有地か。

事務局： 個人所有地である。

委員： 個人所有地でも問題ないか。

事務局： 申請に当たって所有者から同意書をいただいている。

委員： 地域の中でビジョン策定に合わせてワークショップを実施して、地域住民が自発的に地域資源を発掘・再認識して、そこを守る活動に至ったと申請書類からは読み取ることができる。地域住民が地域で守り育てたい場所を見ついで、そこをみんなで協力して守っていこうと至ったプロセスは、場所柄、新住民も多くゆかりの無かった人々もいる地域であるので、とても大切なことであり、この点も含めて認定する価値のあるものとする。

⑥新石町火焰太鼓山車・南新町桃太郎山車

委員： この2台の屋台はもともと菊水祭にでていたもの。かつては、30台以上の山車と屋台が菊水祭にでていたが、残念ながら空襲でほとんどが燃えてしまい、残っているのは文化財になっている数台のみである。火焰太鼓山車については、一時期市役所に文化財研究展示室があったところに、やぐらから上の部分を展示したことがある。下の部分はなかった。桃太郎山車については燃えてしまった。そのような中で地元の人たちが立ち上がってきちんと復元しようということは、宇都宮のまちなかを盛り上げるといっても非常に貴重であり、菊水祭がかつて賑わいある祭りであったことを知ってもらおうひとつのきっかけになるもので、有意義である。

委員： 弘化2年の巻物については、わたしも購入して読んだことがある。大変に賑わった祭りであることを知った。空襲でほとんどが焼けたということで、守っていくべきものであろうと考える。

委員： 認定されたことのお披露目の舞台を工夫して準備してあげられればいい。市役所に展示室があったというお話があったが、認定したことのハレの舞台があればいい。文化財の集約的な展示や活動をお披露目する拠点みたいなものも配慮いただければいいなと考えている。

⑦白沢宿のまちなみ

委員： 旧河内町の資源ということでぜひ市民遺産にしてほしい。奥州1番目の宿場であるし、風情があるまちなみである。それを地域の人たちが近代的な建物を建てずに現状を維持している。市民遺産への認定がこのまちなみの保全にもつながると思うので認定すべきと思う。
屋号をつけていいまちなみになっている。いまの佇まいを守ってほしい。

委員： 雀宮は宿場町の形態が残されていないが、逆に白沢は、よく残されている。昔は道の真ん中に用水が通っていたが、両側に移された。それ以外は、集落の地割も含めて昔のまま。名主をつとめる宇加地家の中に入れてもらった。宇加地家は家康依頼の伝統を受け継ぐ家であるが、昔のものがよく残されている。旧宿場町の面影がきれいに残されている。日本橋から宇都宮まで宿場町を歩いたが、これだけ残っているのはほとんどないといえる。非常に重要な場所といえる。

事務局： 申請者は宿場町の景色・風情を資源と捉えている。この地域の建物は割と新しいものが多い状況であるが、町割については、慶長14年に成立した歴史あるもの。伝統的建造物群のように資源の範囲を厳格に捉えていく考え方ではなく、江戸時代の町割の基づく宿場町の景色・まちなみを無形の歴史文化資源として捉えて評価していきたいと考えている。

委員： 歴史的・文化的景観としてあまり厳密でなくてもよいと考える。街道の風情を感じるという点を評価していけばいい。市民遺産なので、旧来の文化財のように厳密なものではなく、「遺産」なので宿場町の景色・まちなみと考えていくのでいいと思う。

委員： 白沢は景観形成重点地区であり、市の支援があると思うが、本制度と齟齬が生じることはないか。

事務局： 本制度は規制が伴うものではないので、齟齬が生じるものではないと考えている。

委員： 宇都宮を挟む形で二つの宿場が申請されているのは、「みや遺産」らしいと感じる。

⑧田野町の八坂神社天王祭花屋台巡行行事と伝統年中行事

委員： 祭りは地域によって様々な形があるが、神社やお寺については、それを信仰している氏子集団もしくは檀家はその祭りに参加するという形で祭りが伝統されてきたわけであるが、それ以外に集落内で同じ信仰をしているいわゆる民間信仰といわれる信仰の在り方は、同じ神なり仏なりを信仰する有志が集まって行事を続けている。十九夜信仰などは、集落のすべての人がそろってというのではなく、近くの家の一ひとが信仰を持つもので、そういった講集団が複数存在していた。本例のように町の多くの人に関わって行うものはまれであり、形態が変化していると思われる。続けていってもらうことは大切であると考えてるが、所見については「巡行行事及び社寺民間信仰に基づいた年中行事」ということで書き換えた方がいい。

事務局： 11種の民間信仰行事を田野町という単位で総合的に保存継承することは珍しい事例か。

委員： 過疎化の影響で、これまでは講という狭い範囲で継承していた伝統行事が続けられなくなって、地縁的なつながりを一度解体して、地区で大きく括り直したものであろう。がんばって伝統行事を残そうとしている取り組みを評価していった方がいいと考える。

委員： 申請が有形であがっているが、これまでの社寺は無形であった。なぜ有形なのか。

事務局： 花屋台が最も注力する資源なので有形となっているが、無形の方が適切と思われる。申請者に確認する。

委員： 今回の花屋台の彫刻はもともと花屋台のものではなく、天棚のものであった。寺が火災にあって柱組などが焼けてしまったが、彫刻などが別の家に保存されていたので、たまたま残ったものである。昭和に入って花屋台につけて現在に至っている。本来祭り自体は「おてんさい」として夏にやったもので、現在は祭り自体なくなったものであろう。この経緯が文章にでてこなかった点が不思議である。地元では知っているはず。

事務局： 申請者がご存じなかったと思われる。この案件については、追加の現地確認等が必要と考えており、その機会に情報共有していきたい。

また、11種の民間信仰行事については、専門の委員に現地確認を行っていただき、ご意見を伺いたい。

委員：この案件については、改めて現地確認が必要であると、事務局から提案があったので、関係の委員の方、大変ご苦勞をおかけしますが、御協力のほどお願いしたい。

⑨エソジマモチ（江曾島糯）

委員：非常に重要な資源である。篠崎重五郎の碑が東京街道沿いにあったが、排気ガス公害などでだれも顧みられなくなっていたが、地元の人たちが滝尾神社へ移設した。地元の人たちはエソジマモチを誇りに思っている。

事務局（案）では、「世代を超えて受け継がれているものとするのは難しい」とあるが、それはまったくその通りである。これは、江戸時代のお米そのものを栽培している家は現在はなく、品種改良されているように、エソジマモチも品種改良をされているので、受け継がれなかったのである。

『陽南3地区の歴史』という本において、昭和天皇が江曾島という地名を知っていたというエピソードを紹介した。皇室で長い間エソジマモチがつけられていたためである。

宇都宮の村々は宇都宮藩の旧臣が帰農・土着して庄屋となっていくことがほとんどであるが、江曾島は宇都宮藩の旧臣ではない篠崎家とか、安野家、坂本家が歴代庄屋を担っていた。宇都宮市の旧臣が土着しなかったのは、水田がないからである。田川と姿川に挟まれた小高いところで、畑地であるからである。畑地で生き抜くためにこのようなものを発明した。

私は、宇都宮・栃木県を代表する陸稲であり、意義のあるものとする。

委員：「みや遺産」制度の精神は、地域の歴史的な誇れる遺産を地元が誇り、それを活かしていこうという趣旨のものだと思う。それからすると、評価の視点を作った時点では、復活というのは想定されていなかったことだと思うが、明治期の地域の篤志家の努力によって得た、まさに宇都宮の財産、江曾島の財産であるものであり、それを今復活させるためにいろいろなことが行われているというのは、精神としては「みや遺産」に合うものとする。

また、他の件が指定文化財的なものが多い中で、エソジマモチは指定文化財に係らないであろうものとして、いかにも「みや遺産」をいう制度を設けた価値がある申請ではないかと私は考える。したがって、なんとか「みや遺産」にさせていただきたいと考える。

委員：エソジマモチをつくっているところを見学させてもらったことがある。幻の陸稲を復活させたということで、すばらしいことと思っている。農産物ブランドが有形文化遺産となるかは他の委員の方が、造詣が深いと思うが、「みや遺産」に合うものとする。総合型ではなく、資源型で申請したのは理由があるのか。

事務局：何らかの価値づけがほしいというのが理由である。

委員：おかきを作ったり、学校と連携した活動をおこなったりしている。今後総合型へ移行する可能性があるのではないかと考える。

委員：今までの文化財の枠組みでは拾えないものを拾っていくという意味では大変いい制度である。一過性ではだめなので、今後も栽培を続けてほしい。今後事務局の方で、総合型へ誘導することも考えていってほしい。

事務局：保存会も立ち上がったばかりであり、今回は資源型で申請している。組織運営が軌道にのるようであれば、総合型の制度を伝えていく。

⑩上横倉の獅子舞

委員： 獅子舞は県内にたくさんある。特に宇都宮は多い。その大元であるのが上河内の関白神獅子舞という関白獅子舞の発祥の地である。この流れを受けて獅子舞が伝えられている。

本来獅子舞は、五穀豊穡だとか悪霊退散だとかの願いを込めて行われている行事であるが、少子高齢化という時代の流れの中で保存していくのが難しくなっている。獅子頭自体が傷みやすいので、その保存もしていかないといけない。獅子舞を長く続けていくということが、地域を継続する上で大切なことであると考えているので、獅子頭など有形のものを保存しながら、舞をどう伝えていくか考えていかないといけない。また笛の継承も大切で、笛の吹き手がなくなると獅子舞は廃れていくと言われている。有形のもの、舞、笛を含めて継承していく方法を考えていかなくてはならない。認定を活かしていってもらえればうれしい。

委員： 上横倉の獅子舞の他に、飯山など流派を受けついでいるものがあるが、今回申請がなかったかもしれないが、上横倉以外の獅子舞との兼ね合いはどう考えればいいのか。

事務局： 上横倉の獅子舞は指定の文化財であり、しっかりと継承していくものと理解している。市民遺産制度は、地域の推薦を受けて申請できるものであり、地域の意向を汲んで考えていきたい。

委員： 上横倉の獅子舞は、笛の吹き手の育成が進んでいる。また、吊い獅子など、古い形の残っている獅子舞である。

どの地域でも獅子舞の継承が難しくなっている。市民遺産に認定し、「上横倉に続け」という感じで獅子舞自体が盛んになればいいと考える。

7 その他

委員： No.8については、第2回会議までの間に現地確認等をお願いする。担当になった委員にはお手数をおかけするが、ご対応をよろしくお願いしたい。

その他の事項